

賃金改定（昇給）の仕方

経営者様に、裏付けデータもある、納得できる賃金改定をおこなっていただくためにご参加いただきたいセミナーです

◎日時：平成 28 年 2 月 12 日（金）13:30～16:30
平成 28 年 2 月 26 日（金）13:30～16:30

～同内容です。ご都合の良い方にご参加ください。～

◎会場：浜松労政会館（浜松商工会議所 7 階）

今年もまた、賃金改定（昇給）の時期がやってきます。新聞で採り上げるのは、主に大企業の賃上げ事情。けれど大企業と中小企業は根本的に違います。中小企業には中小企業なりの、まさに経営者の考えと想いと会社の事情に合わせた賃金改定の方法・金額があるのです。

このセミナーでは、200社を超える中小企業の、平成27年のナマの賃金改定データを男女別、年代別に分析、よくある平均改定額だけ提示する資料とは実用性が違います。また年代ごとの改定額だけでなく、金額がどう分布・集中しているのかまで目に見える形でわかりやすくご説明しますので、自社社員の参考にしていただくのに最適です。

中小企業の賃金は、経営者の考えが強く反映されます。それでよいと考えます。ただ、やはり社員の気持ち、よい社員の定着を考えると、「世間並」という視点も忘れてはならないものです。

このセミナーにご参加いただき、世の中の中小企業がおこなっている賃金改定の情報をつかみ、それをぜひ、今後の自社の賃金改定の参考にしてってください。そしてもちろん業績も加味していただき、その上で、経営者としての今年の賃金改定方針をお決めください！！

＜当日お話しする内容＞

1. 20～299名 愛知中小企業の27年給与改定データの詳細な数字と分析

- ・男女別、年代別に、平均額だけでなく、「賃金改定無し、0～999円、1,000～1,999円、2,000～2,999円・・・15,000円以上」など水準ごとの割合もわかります

2. 分析結果と業績も考慮し、今年の賃金改定方針を決める

- ・個人別評価を加味するやり方
- ・賃金水準の是正、ある程度の賃金改定を考えている場合
- ・世間並にしようかという場合
- ・今年は押さえざるをえない場合

3. 男女別・学歴別・業種別（製造・卸）の初任給事情

- ・総額だけでなく、総額の中の基本給の金額がわかる
- ・製造業・卸売業は「みなし残業代」を初任給でどの程度使っているのか

4. 人が集まり、人が定着する会社にするために

- ・賃金の工夫は大事だが、それだけでは不十分。人を集めるため、良い社員を定着させるために会社がやらなくてはならないこと



【講師：山口悦子】

西遠労務協会／(株)ビジネスコーチ人事研究所代表 賃金コンサルタントとして北見昌朗氏に師事、中小企業にピッタリの賃金管理を提案している。「経営」「法律」「人の気持ち」のバランスをとった労務管理こそが大切と考えている。

裏面の情報もぜひご確認の上、参加をお決めください↓

【開催日】平成28年 2月12日(金) 13:30~16:30 同内容です。ご都合の良い方
 平成28年 2月26日(金) 13:30~16:30 にご参加ください。

【会場】浜松労政会館

【受講料】1名様 16,200円 税込 (顧問先様 無料)

【定員】20名様 (申込順) (同業者様、顧問社労士・コンサルタント様のご参加はお断りさせていただいております)

【主催/お問い合わせ先】

西遠労務協会 浜松市北区三方原町314-2 担当:山口・松本

TEL : 053-436-1033 FAX: 053-436-1138

HP : <http://www.seienroumu.com>

【前回の賃金改定セミナーアンケートより】

- 今まで心配ながら経営してきたが、具体的な話やデータなどと比較することができ、少し安心できた。自分の会社に持ち帰り、さっそく検討していきたいと思います。
- 給与テーブル作成における参考になるお話が多々ありました。作成だけでなく運用の重要性についても参考になりました。
- 他社の状況がわかったのがありがたかったです。
- これまで年齢により昇給金額を変えており、これで良いとは思っていたが、やはりそうかと思った。自信を持てた。
- 若手賃金の停滞を良く考えてみていきたい。
- 「昇給⇒賃金改定」に統一したいと思いました。
- 賃金額ではなく、賃金管理でやる気を出させることが肝要である。
- セミナーの内容はもちろん参考になりましたが、参加された方のご意見や現実の状況がうかがえたことも良かったと思います。皆様がどのような工夫や苦心をされているかをうかがう機会もまたあればよいなと思いました。

◎お申し込み方法：以下にご記入の上、この面をそのままファックスしてください。

◎受付：ファックスをいただきますと、西遠労務協会より受講票と請求書をお送りいたします。
 万一、お申し込み後1週間以内に受講票が届かない場合は、お手数ですが西遠労務協会(053-436-1033)までお問い合わせをお願いいたします。

◎受講料のお支払：請求書に記載の口座に開催日の5日前までにお振込みをお願いいたします。

2/12・2/26 申込 FAX : 053-436-1138 (西遠労務協会宛) HP

フリガナ 貴社名	〒 所在地	
Tel		Fax
フリガナ ご参加者名	(役職)	(ご参加日...○で囲んでください) 2/12 2/26
フリガナ ご参加者名	(役職)	(ご参加日...○で囲んでください) 2/12 2/26

【当事務所での個人情報の取扱いについて】
 *お預かりしました個人情報は、当事務所 HP (<http://www.seienroumu.com>) 上に掲載しています当事務所の「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に従って適切に取り扱います。
 *お預かりしました個人情報は、①本セミナーの運営や必要な情報提供のため②メルマガの配信③当事務所のサービスに関する情報のお知らせに利用させていただきます。また、利用目的の範囲内において第三者に個人情報の取扱いを委託することがある他、セミナー講師に参加者名簿として提供することがあります。
 *ご記入内容について、内容確認のご連絡をさせていただくことがあります。